東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

67
規程（下水）
○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……一
○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程付則第七項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規程……五
○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……一〇

規程（下水）

◉東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥山　宏二

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の二の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、本条第一項」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十一条の十一第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（再任用短時間勤務職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「とする。）」を「とする。」に改める。

第三十五条の四第三号中「第二項及び第三項」を削る。

第三十六条第一項第二号中「育児短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

付則に次の十項を加える。

7　条例附則第四項に基づき、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第九条第三項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第十二条、第十三条、第十六条から第二十二条まで、第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二の規定により当該職員の受ける号給（指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員については、第九条第四項の規定により当該職員の受ける号給）に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この規程その他の規程の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に百分の七十を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げる（指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員にあつては、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げる）ものとする。

8　前項の規定により職員を降給させる場合における第二十四条第六項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、付則第七項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給させるものとする。」とする。

9　条例附則第四項に基づき、付則第七項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二　職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項各号に掲げる職を占める職員

三　職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において付則第七項の規定が適用されていた職員を除く。）

10　地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（東京都下水道局企業職員の給与に関する規程付則第七項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規程（令和四年東京都下水道局管理規程第二十三号。以下「特例措置規程」という。）で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第九条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第九条第三項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員又は異動日の前日に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員（付則第七項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特例措置規程で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13　付則第十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特例措置規程で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14　付則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第三十一条の十一第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第九の三の額」とあるのは、「別表第九の三の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

15　付則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第四十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

16　付則第七項から前項までに定めるもののほか、付則第七項の規定による給料月額、付則第十項の規定による給料その他付則第七項から前項までの規定の施行に関し必要

な事項は、別に定める。

別表第一イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 198,300	円 230,400	円 271,000	円 313,000	円 429,100

別表第一ロの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 208,100	円 222,400	円 242,600

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

2　この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）付則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

3　改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、第九条第四項に規定する職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）別表第六指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員以外の職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の規程第十三条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規程第九条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

4　改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規程第九条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5　暫定再任用職員に対する改正後の規程第三十一条の十一第二項第一号の適用については、同号中「別表第九の三」とあるのは「別表第九の四」とする。

6　暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の規程第五条、第三十一条の十一第二項第二号及び第三十六条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

7　前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、別に定める。

◉東京都下水道局管理規程第二十三号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程付則第七項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程付則第七項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規程

（目的）

第一条　この規程は、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号。以下「給与規程」という。）付則第十項、第十二項、第十三項及び第十六項の規定に基づき、定年の引上げに伴う給与の特例措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　管理監督職　職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号。以下「定年条例」という。）第六条第一項各号に規定する管理監督職をいう。

二　異動期間　定年条例第九条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。

三　特例任用後降任職員　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であって、給与規程付則第十項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日

において、第一項特例任用職員（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

四　特定日　給与規程付則第七項に規定する特定日をいう。

五　降格　給与規程第二十条第一項に規定する降格のうち、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。

六　初任給基準異動　給与規程第九条第一項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない給与規程別表第三に定める初任給基準表（第六条において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七　降給　給与規程第二十四条第六項に規定する降給をいう。

八　上限額　給与規程第九条第三項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該給料月額に東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

九　その者の号給等　当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給（給与規程第九条第四項に規定する職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。）別表第六指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員にあっては、当該職員の受ける給料月額に相当する号給）をいう。

（給与規程付則第十項の規定で定める職員）

第三条　給与規程付則第十項の規定で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

イ　異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ　異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員

ハ　異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。）

二　異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする規程等が制定された場合において、当該規程等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任をされた職員に対する給与規程付則第十二項の規定による給料の支給）

第四条　法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員（特例任用後降任職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員又は異動日の前日に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日以後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後に当該各号に掲げる職員となった日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与規程付則第十二項の規定による給料として支給する。

一　異動日以後に初任給基準異動をした職員　異動日の前日に初任給基準異動があったものとした場合（初任給基準異動が二回以上あった場合にあっては、同日にそれ

らの初任給基準異動が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二　異動日の前日において指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給されていた職員であって、異動日以後に給与規程別表第一イが適用になった職員　異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額）

三　異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員　異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降給を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四　異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。）　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ　特定日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ　イに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

五　異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（給料の切替えに伴う経過措置として、給与規程その他の規程において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額。以下同じ。）に百分の七十を乗じて得た額

2　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3　第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であって同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用後降任職員に対する給与規程付則第十二項の規定による給料の支給）

第五条　特例任用後降任職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与規程付則第十二項の規定による給料として支給する。

2　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条　特例任用後降任職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の

適用を受ける職員又は仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与規程付則第十二項の規定による給料として支給する。

一　仮定異動期間末日以後に初任給基準異動をした職員　仮定異動期間末日の前日に当該初任給基準異動があり、同日から異動日の前日まで当該初任給基準異動後に適用されている初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（初任給基準異動が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの初任給基準異動が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの初任給基準異動後に適用されている初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二　仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給されていた職員であって、同日後に給与規程別表第一イが適用になった職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額）

三　仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降給をした職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降給を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四　仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ　異動日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ　イに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

五　仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、

これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3　第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であって、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用期間降格等職員に対する給与規程付則第十三項の規定による給料の支給）

第七条　特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給与規程第二十条の二の規定若しくは指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員が、給与規程別表第一イが適用になることにより仮定異動期間末日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に達しないこととなった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員又は仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員のうち、特例任用期間降格等職員となった日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給されていた職員以外の職員にあっては当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額、仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給されていた職員にあっては当該額に五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第七条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与規程付則第十三項の規定による給料として支給する。

2　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3　仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（人事交流等職員に対する給与規程付則第十三項の規定による給料の支給）

第八条　給与条例、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）若しくは東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に基づき定められている他の公営企業の給与に関する管理規程の適用を受ける者からの異動により、又は局長が初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）第十五条各号に掲げる者と同等と認める者からの人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条におい

て「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与規程付則第七項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与規程付則第七項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与規程付則第十三項の規定による給料として支給する。

2　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3　給料月額の改定をする規程の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（雑則）

第九条　この規程に定めるもののほか、給与規程付則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の支給に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

◉東京都下水道局管理規程第二十四号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条」の下に「又は第六条の三」を加える。

第五条の八中「第九条」の下に「及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十一条」を、「調整額（以下」の下に「この条、第五条の十二及び付則第二十八条から第三十条までにおいて」を加える。

第五条の十第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例）

第六条の三　地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項	次条に	第六条の三の規定により読み替えられた第六条の二第一項に
	同じ。）	同じ。）のそれぞれの期間ごとに、当該期間
	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第六条	として、	として二十年前までの期間又は地方公務員法第二十八条の

の二第一項	二第一項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

第十一条第六項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十九条の四第三項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十三条第一項第一号及び同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第十九条中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

付則に次の九条を加える。

第二十二条　東京都下水道局企業職員の給与に関する規程付則第七項の規定による職員の給料月額の改定（次条において「給料月額七割措置」という。）は、第五条の三第一項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第二十三条　当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者のうち、第五条の九で定める期間中に、第五条の三第一項で定める理由（給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は第三項に定める額とする。ただし、次条で定める場合については、この限りでない。

2　第五条の九で定める期間中に、第五条の三第一項で定める理由（給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項及び付則第二十八条において「七割措置減額日」という。）における第五条の三第一項で定める理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項及び付則第二十八条において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、第五条の十一で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する七割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が七割措置減額日よりも後のものに限る。）（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該七割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、第五条の十一で定める額とする。ただし、その額が七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は七割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この条及び付則第二十六条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二　その者が特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び付則第二十六条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

三　退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が第五条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3　前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一　四十三以上　上位減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二　四十三未満　次のイ又はロに掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額

イ　四十三以上　上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ　四十三未満　上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第三号ロに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から前項第三号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第二十四条　当分の間、前条第一項ただし書で定める場合は、次に掲げる場合をいう。

一　特別特定減額前給料月額が存しない場合

二　特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額が退職の日におけるその者の給料月額以下である場合

三　特別特定減額前給料月額と七割措置前給料月額とが同額である場合

第二十五条　当分の間、第五条の四及び第五条の七第二項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「六十歳」とする。

第二十六条　当分の間、第五条の七第一項に規定する者に対する付則第二十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第二十三条第二項第一号	及び上位減額前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	第五条第一項	付則第二十六条の規定により読み替えて適用する第五条第一項
付則第二十三条第二項第二号	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第二十三条第二項第二号イ	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	第五条第一項	付則第二十六条の規定により読み替えて適用する第五条第一項
付則第二十三条第二項第二号ロ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第二十三条第二項第三号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
付則第二十三条第二項第三号イ	第五条第一項	付則第二十六条の規定により読み替えて適用する第五条第一項
付則第二十三条第二項第三号ロ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第二十三条第三項	前項の	付則第二十六条の規定により読み替えて適用する前項の
付則第二十三条	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前

第三項第一号		給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第二十三条第三項第二号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第二十三条第三項第二号ロ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第二十七条　当分の間、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程付則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

第二十八条　七割措置前給料月額に係る七割措置減額日の前日又は特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日の前日において退職手当条例の適用を受ける職員であつた者に対する付則第二十三条から前条までの規定の適用においては、これらの退職手当の計算の基礎となる給料月額は、調整額を除いた額とする。

第二十九条　当分の間、調整額の支給を受けた者が、六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条及び次条において「特定日」という。）以後退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条の八の規定にかかわらず、第五条、第五条の三、第五条の四、第五条の七及び第五条の十二の規定（付則第二十三条及び付則第二十六条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日以後の期間において調整額の支給を受けていない場合は第一号に掲げる額とし、特定日の前日までの期間において調整額の支給を受けていない場合は第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

一　特定日の前日におけるその者の調整額の額に相当する次条で定める額（特定日の前日に調整額の支給を受けていない者については、特定日の前日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する次条で定める額）と、その者が特定日の前日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する次条で定める額とのいずれか多い額のものに、特定日の前日までの期間において調整額を受けていた期間を第五条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

二　特定日以後の期間において退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する次条で定める額と、その者が特定日以後の期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する次条で定める額とのいずれか多い額のものに、調整額を受けていた期間を第五条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

第三十条　前条に規定する調整額の額に相当する額とは、次に掲げる者の区分に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる額とする。

一　職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の適用を受けた者

付則第二十九条第一号	特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の職員の給料の調整額に関する規則第二条第二項の区分に相当する退職の日における区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の調整額の金額
付則第二十九条第二号	特定日以後の期間において調整額を受けていた時の職員の給料の調整額に関する規則第二条第二項の区分に相当する退職の日における区分に対応する退職の日における調整額の金額（同規則附則第二項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得た額）

二　学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の適用を受けた者

付則第二十九条第一号	特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の学校職員の給料の調整額に関する規則第三条に定める額

付則第二十九条第二号	特定日以後の期間において調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する退職の日における学校職員の給料の調整額に関する規則第三条に定める額（同規則付則第五項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得た額）

三　警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成七年警視庁訓令甲第十六号）の適用を受けた者

付則第二十九条第一号	特定日の前日までの期間において調整額を受けていた時の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程第二条の表に規定する職員の範囲に相当する退職の日における職員の範囲に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の調整額の金額（職務の級の区分に応じて金額が定められている場合は、調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職の日における区分に対応する特定日の前日に職員が受けていると仮定した場合の金額）
付則第二十九条第二号	特定日以後の期間において調整額を受けていた時の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程第二条の表に規定する職員の範囲に相当する退職の日における職員の範囲に対応する退職の日における調整額の金額（職務の級の区分に応じて金額が定められている場合は、調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職の日における区分に対応する退職の日における金額）（同規程附則第二項の規定の適用を受ける場合は、当該規定により計算して得た額）

附　則

第一条　この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　付則第十九条の改正規定　公布の日

二　第十一条の改正規定　令和四年十月一日

第二条　この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（以下「新規程」という。）第十一条第五項（第二号に係る部分に限り、新規程付則第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（新規程第一条に規定する職員のうち退職したものをいう。）であって新規程第十一条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が令和四年四月一日以後であるものについて適用する。

第三条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に退職した者の新規程第十九条の四第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四歳

発行　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　電話　〇三（五三二一）一一一一（代）　郵便番号163-8001
定価　本号　五〇円　一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社　東京都文京区白山一丁目十三番七号　電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）　郵便番号113-0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ